

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ

会 員 規 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ（以下「当法人」という。）定款第2章会員の規定に基づき、当法人の入会及び退会等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 当法人の正会員は、次の2種とする。なお、正会員（以下「社員」ともいう。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 本法人の目的に賛同する認知症の本人である個人、または活動団体

(2) 本法人の目的に賛同し認知症の本人の社会参画・活動を支援する個人、または活動団体

2 当法人の団体会員は、1団体1社員とし、1つの議決権を有する

3 当法人の賛助会員は、当法人の事業を援助する個人又は法人・団体とする。ただし議決権を有しない。

(入会)

第3条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。正会員のうち活動団体は、団体名のほかに、議決権を行使する代表者名を登録するものとする。

2 入会が承認された会員には、代表理事名で会員登録完了報告（会員番号付）を発行する。

(入会金及び会費)

第4条 会員は、会員の種別に応じて別表に定める入会金、年会費を当法人の指定する方法で支払うものとする。納入された会費は、いかなる場合であっても返還しない。

(退会)

第5条 会員は、いつでも退会をすることができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(変更)

第6条 この規則は、社員総会の決議により変更することができる。

附 則

この規則は、平成30年6月10日から施行する。